

## 参考資料3

### 平成15年度社会保険事業の概況(ポイント)

#### I 社会保険事業の給付の規模 <p.1>

40.9兆円(前年度比+2.4%)…年金37.1兆、医療3.8兆

#### II 公的年金制度の概況 <p.2>

加入者数は7,029万人(同△0.2%)、受給者数<sup>\*1</sup>は3,137万人(同+2.0%)

#### III 国民年金 <p.5>

- ・第1号被保険者数は2,240万人(同+0.1%)
- ・受給者数は2,211万人(同+4.2%)、老齢年金の平均月額は5万2千円(同+0.0%)

#### IV 厚生年金保険 <p.10>

- ・被保険者数は3,212万人(同△0.1%)
- ・標準報酬月額の平均は31万4千円(同△0.2%)
- ・標準賞与額<sup>\*2</sup>の平均は1回あたり44万8千円
- ・受給者数は2,137万人(同+5.2%)、老齢年金の平均月額は17万1千円(同△1.3%)

#### V 政府管掌健康保険 <p.16>

- ・被保険者数は1,882万人(同+0.0%)
- ・標準報酬月額の平均は28万4千円(同△0.7%)
- ・標準賞与額<sup>\*2</sup>の平均は1回あたり31万7千円

\*1: 重複を除いた実受給権者数      \*2: 平成15年4月からの総報酬制導入によるもの

# 平成15年度社会保険事業の概況

平成17年2月

社会保険庁

## 平成15年度社会保険事業の概況

### I. 社会保険事業の給付の規模

- 社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険及び船員保険の事業を行っており、平成15年度の給付の規模は40兆9千億円となっている。

表1 社会保険事業の給付の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
金 額	平成11年度	313,415	42,524	355,939
	12	327,288	42,419	369,707
	13	340,025	42,364	382,389
	14	358,713	40,924	399,637
	15	370,927	38,222	409,149
増 加 率	平成11年度	4.8	△ 1.8	3.9
	12	4.4	△ 0.2	3.9
	13	3.9	△ 0.1	3.4
	14	5.5	△ 3.4	4.5
	15	3.4	△ 6.6	2.4
国 民 所 得 比	平成11年度	8.4	1.1	9.5
	12	8.6	1.1	9.7
	13	9.2	1.1	10.3
	14	9.9	1.1	11.0
	15	10.1	1.0	11.1

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む）の受給者年金総額（各年度末現在）であり、新法船員保険の職務上を含まない。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（各年度）である。

3. 平成15年度の国民所得は、367兆8,298億円である。

4. 年度は4月から3月である。以下の表についても同じ。

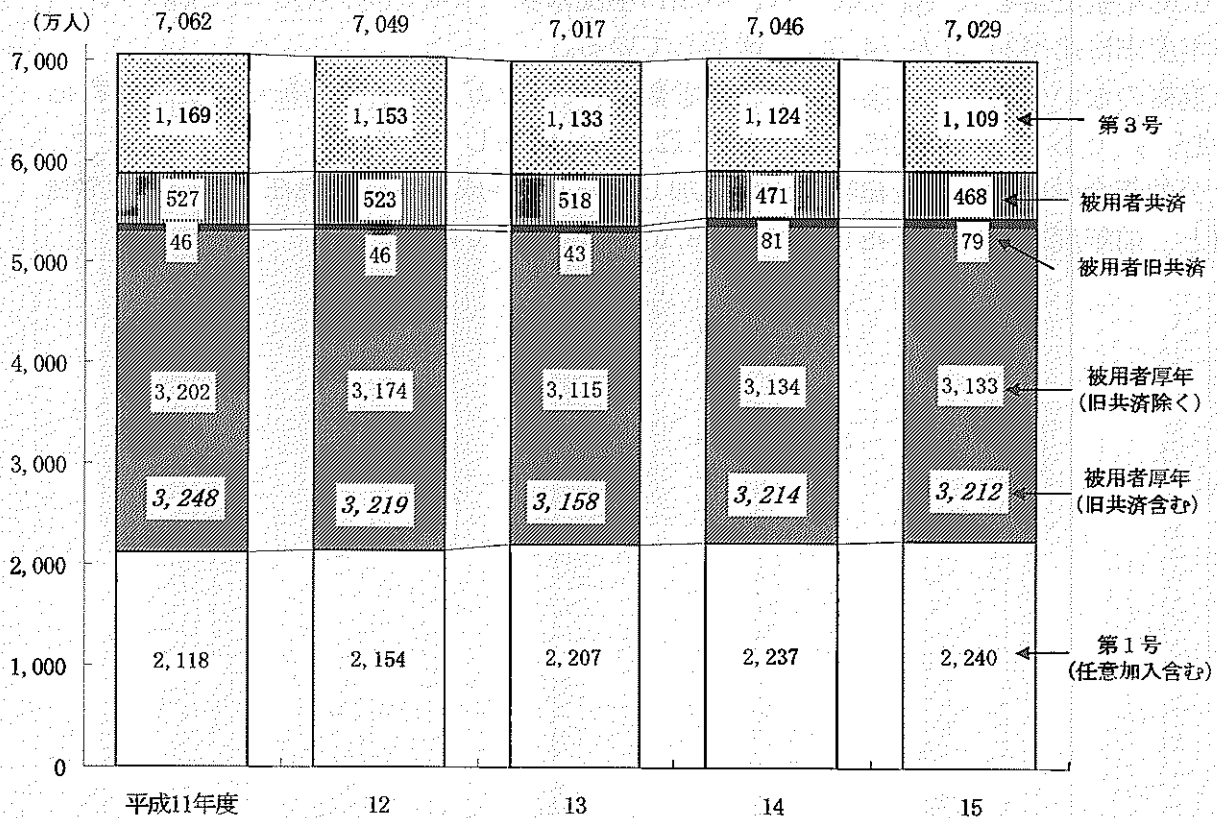
## Ⅱ. 公的年金制度の概況

### (1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成15年度末現在で7,029万人となっており、前年度末に比べ17万人(0.2%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、平成15年度末現在で2,240万人となっており、前年度末に比べ3万人(0.1%)増加している。
- <sup>※</sup>被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の被保険者数)は、平成15年度末現在で3,680万人(うち厚生年金保険3,212万人、共済組合468万人)となっており、前年度末に比べ6万人(0.2%)減少している。
- 第3号被保険者数は、平成15年度末現在で1,109万人となっており、前年度末に比べ14万人(1.3%)減少している。

\*注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



注 「旧共済」とは、平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧公共企業体の三共済(日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合)及び平成14年4月に統合された旧農林共済(農林漁業団体職員共済組合)をいう。

表2 男女別 公的年金加入被保険者数

(平成15年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	7,029	2,240	3,212	468	1,109
男子	3,576	1,122	2,137	310	8
女子	3,453	1,118	1,075	158	1,101

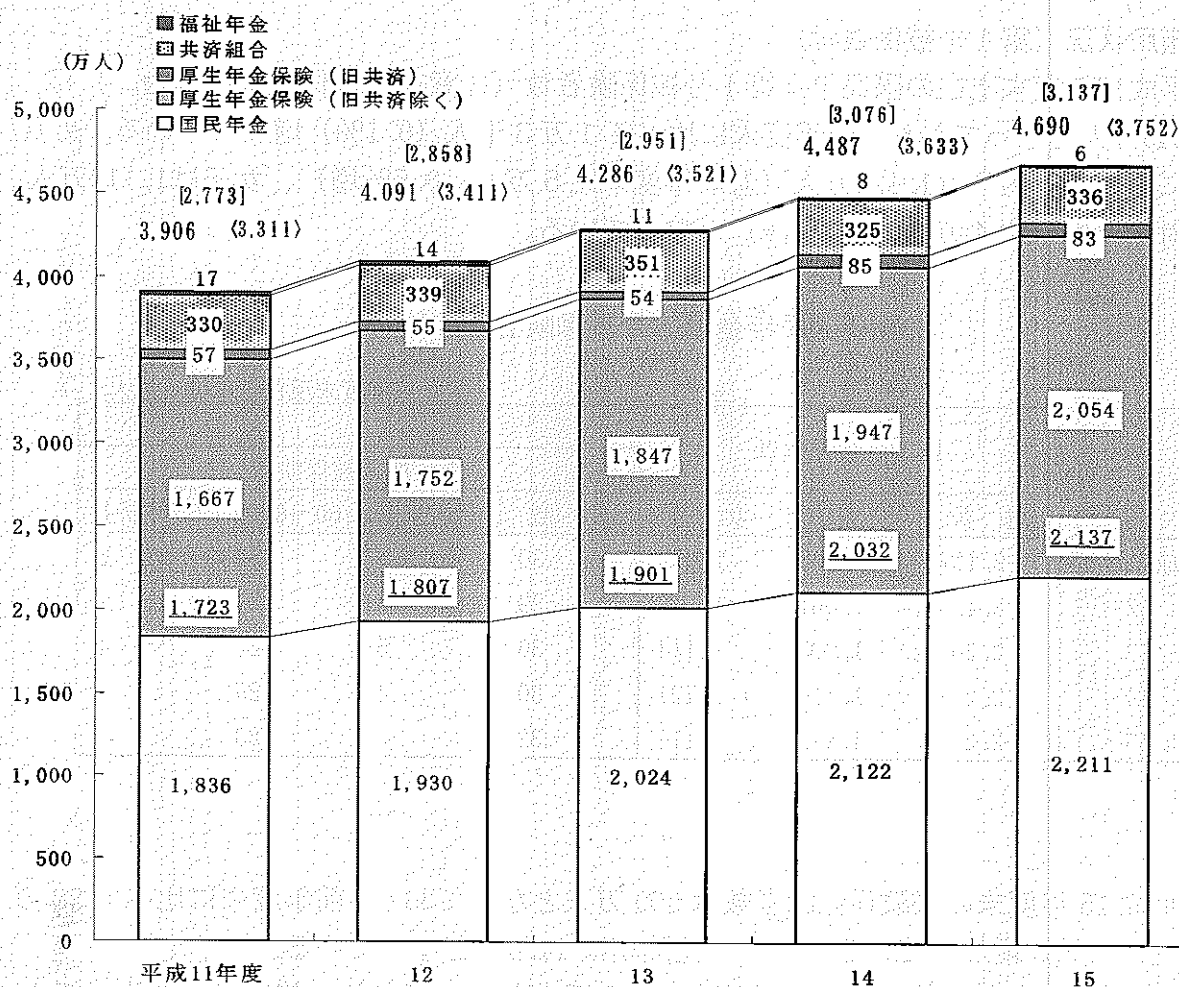
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

## (2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成15年度末現在で4,690万人となっており、前年度末に比べ203万人（4.5%）増加している。
- 重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,137万人（老齢福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度に比べ60万人（2.0%）増加している。
- 公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、平成15年度末現在では43兆6千億円と、前年度末に比べ1兆3千億円（3.0%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



- 注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。  
 2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。  
 3. 厚生年金保険の下線数字は、旧共済を含んだ受給者数である。  
 4. 共済組合及び新法船員保険の公務上・職務上は含まない。  
 5. 共済組合は、受給権者数である。

表3 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険		共済組合	福祉年金
			旧共済	新共済		
平成11年度	379,825	108,075	204,634	12,065	66,411	705
12	394,479	115,706	211,018	11,631	67,191	563
13	407,840	123,155	216,428	11,165	67,815	442
14	423,223	130,886	227,491	14,211	64,510	337
15	436,017	136,701	233,971	13,492	65,091	254

- 注1. 共済組合及び新法船員保険の公務上・職務上は含まない。  
 2. 共済組合は、受給権者の年金総額である。



### Ⅲ. 国民年金

#### (1) 適用状況 (第1号被保険者)

- 平成15年度末現在の国民年金第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は2,240万人となっており、前年度末に比べて1万3千人(0.1%)増加している。男女別にみると、男子は1,122万人(対前年度末比5万人、0.5%増)、女子は1,118万人(対前年度末比4万人、0.4%減)となっている。

表4 国民年金第1号被保険者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	第1号被保険者			任意加入被保険者			
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上
平成11年度	2,118	1,039	1,079	30	5	24	1
12	2,154	1,061	1,092	29	5	23	1
13	2,207	1,093	1,114	30	5	24	1
14	2,237	1,116	1,121	30	4	25	1
15	2,240	1,122	1,118	32	3	28	1

- 平成15年度末の保険料免除者数は309万人となっており、前年度末に比べて28万人(10.0%)増加している。また、免除率は14.0%となっている。

平成15年度末の学生納付特例者数は168万人となっており、前年度末に比べて14万人(9.0%)増加している。

表5 国民年金保険料免除被保険者数及び学生納付特例者数の推移

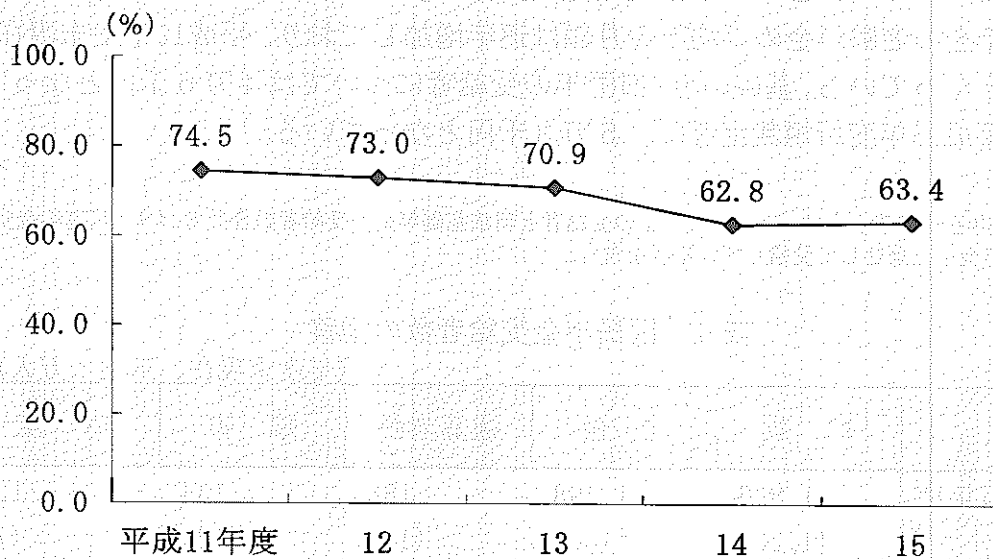
(年度末現在)

	保険料免除者数(万人)				免除率(%)				学生納付特例者数(万人、%)
	合計	法定免除	申請免除(全額)	申請免除(半額)	合計	法定免除	申請免除(全額)	申請免除(半額)	
平成11年度	443	93	350	.	21.2	4.5	16.7	.	(.)
12	370	96	274	.	17.4	4.5	12.9	.	135 (6.3)
13	376	99	277	.	17.3	4.5	12.7	.	148 (6.8)
14	281	103	144	34	12.7	4.7	6.5	1.6	154 (7.0)
15	309	106	165	38	14.0	4.8	7.5	1.7	168 (7.6)

注 「免除率」及び「学生納付特例者数」の( )内は、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者は除く。)に占める割合(%)である。

- 平成15年度における納付率（当年度分）は63.4%であり、前年度比0.6ポイントの増加となっている。

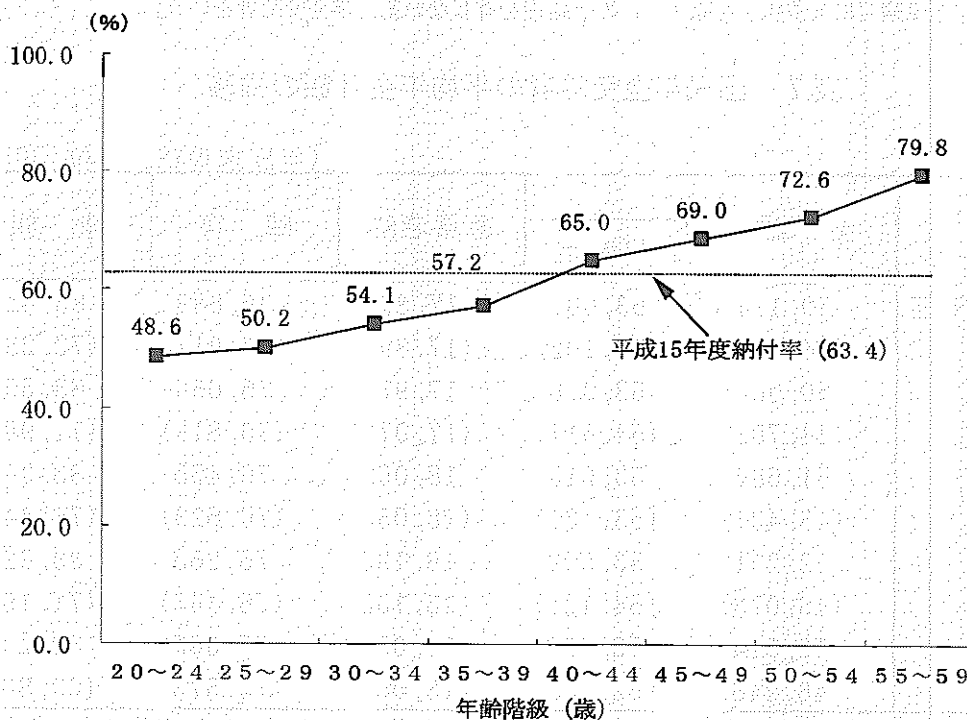
図3 国民年金納付率（当年度分）の推移



- 注1. 平成13年度までは「検認率」である。
- 注2. 納付率（検認率）は、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数及び学生納付特例月数を含まない。）のうち、当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数の割合である。

- 年齢階級別（20歳～59歳）に平成15年度の納付率をみると、若年齢で低く、年齢階級が高くなるにしたがって高くなっている。

図4 国民年金納付率の年齢階級別状況





## (2) 給付状況

- <sup>※</sup>国民年金受給者数は年金制度の成熟を反映して着実に増加しており、平成15年度末は前年度末に比べ89万人(4.2%)増加し、2,211万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数(自営業者等の受給者数)は、1,211万人となっている。
- 国民年金の老齢年金の平均年金月額は逐年増加しており、平成15年度末現在で5万2千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万6千円となっている。また、平成15年度新規裁定者は、5万3千円となっている。

\*注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表6 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢	通算老齢	障害	遺族
平成11年度	1,836 (1,204)	1,498 (885)	188 (188)	134 (123)	15 (7)
12	1,930 (1,208)	1,596 (894)	182 (182)	137 (125)	15 (7)
13	2,024 (1,211)	1,693 (901)	176 (176)	140 (127)	15 (7)
14	2,122 (1,213)	1,796 (909)	169 (169)	143 (129)	14 (6)
15	2,211 (1,211)	1,889 (912)	162 (162)	146 (131)	14 (6)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

表7 国民年金受給者の平均年金月額の推移

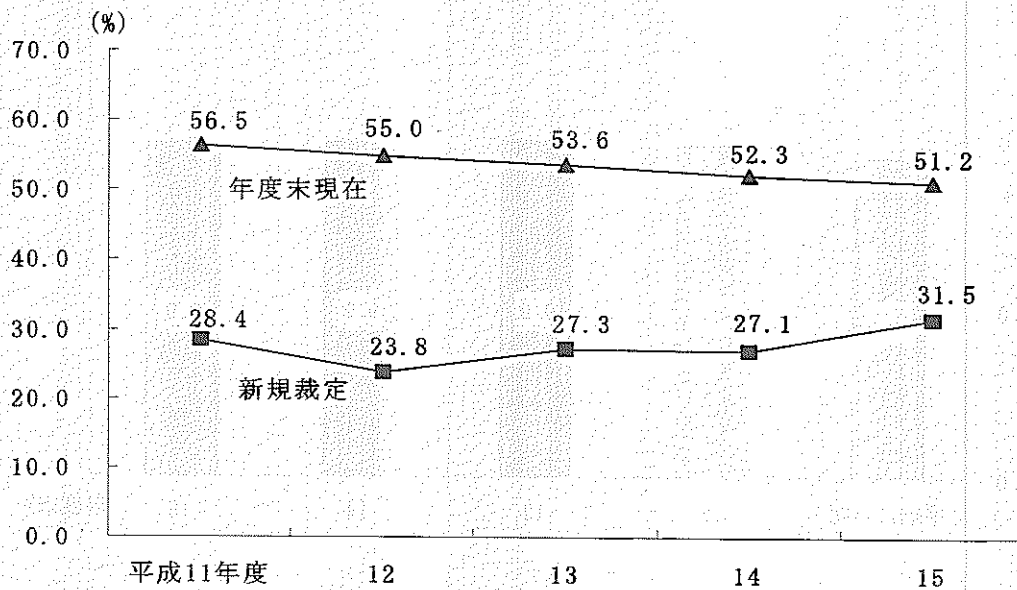
(年度末現在、単位：円)

	老齢		通算老齢	障害	遺族
		新規裁定			
平成11年度	50,118 (44,098)	53,081 (53,102)	17,899 (17,899)	76,888 (77,011)	83,444 (72,282)
12	50,984 (44,783)	53,916 (54,017)	17,975 (17,975)	76,666 (76,819)	83,502 (71,988)
13	51,684 (45,431)	53,515 (53,731)	18,053 (18,053)	76,455 (76,623)	83,384 (71,446)
14	52,291 (46,073)	53,809 (54,124)	18,135 (18,135)	76,263 (76,443)	83,326 (71,161)
15	52,314 (46,246)	52,600 (52,962)	18,058 (18,058)	75,385 (75,573)	82,297 (69,862)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 老齢年金の繰上げ受給率は、平成15年度末現在では51.2%、平成15年度新規裁定者では31.5%となっている。

図5 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移



注 繰上げ受給率は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象として算出している。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

### (3) 収支状況

- 平成15年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆6千億円、実質的な支出が3兆7千億円となっており、その収支差引残は約500億円の不足となっている。
- 平成15年度末現在の国民年金の積立金は9兆9千億円となっている。

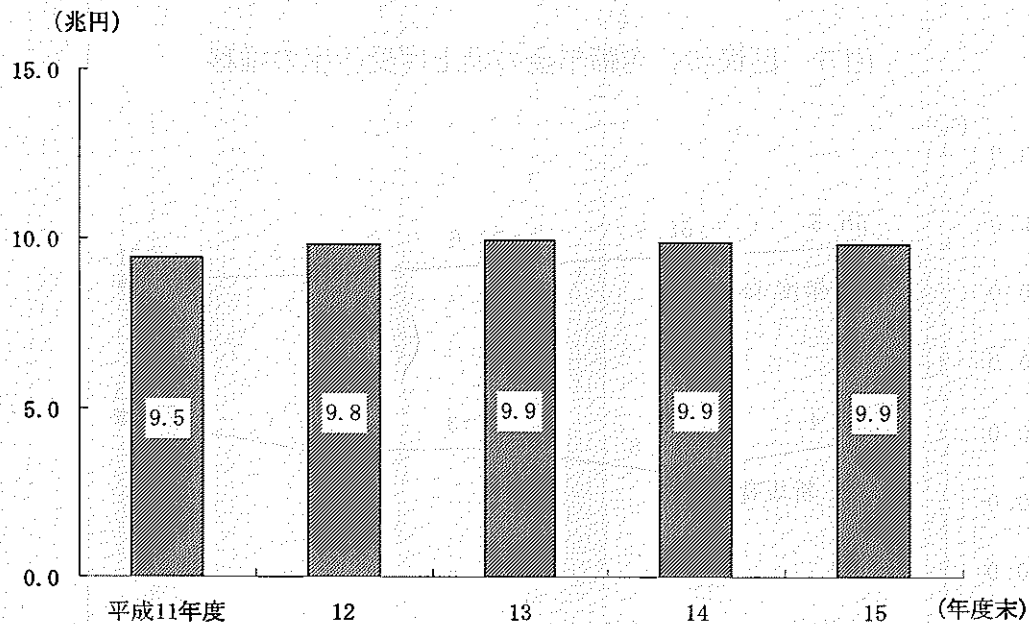
表8 国民年金の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	運用収入	保険料収入	運用収入	
平成11年度	20,025	3,236	20,025	3,236	4,998
12	19,678	2,828	19,678	2,828	3,591
13	19,538	2,263	19,538	2,263	1,282
14	18,958	1,897	18,958	1,897	△382
15	19,627	1,523	19,627	1,523	△497

注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等を控除した額である。

図6 国民年金の積立金の推移（国民年金特別会計国民年金勘定）



注1. 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

2. 平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託残高である。

3. 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた時価ベースの積立金額は、平成14年度末約9.5兆円、平成15年度末約9.7兆円である。

（出所：「平成15年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」）

4. 平均利回りは、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りであり、平成11年度3.58%、平成12年度2.98%である。また、平成13年度以降の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成13年度1.29%、平成14年度△0.39%、平成15年度4.78%である。

（出所：「平成15年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」）

## IV. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

- 平成15年度末現在の適用事業所数は162万事業所であり、前年度末に比べて1万1千事業所（0.7%）減少している。
- 被保険者数は、平成15年度末現在で3,212万人となっており、前年度末に比べて2万人（0.1%）減少している。男女別にみると、男子の被保険者数は2,137万人（対前年度末比11万人、0.5%減）、女子の被保険者数は1,075万人（対前年度末比9万人、0.8%増）となっている。
- 標準報酬月額平均は31万4千円（うち一般男子35万9千円、女子22万4千円）であり、前年度末に比べて減少している。
- 平成15年4月からの給付制導入による標準賞与額の1回あたりの平均は、平成15年度で44万8千円（うち一般男子52万1千円、女子29万4千円）である。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成15年度末現在で7万2千人であり、前年度末に比べ5千人（7.5%）増加している。
- 被保険者の年齢構成をみると、一般男子は25～39歳及び50～54歳階級でピークとなり、女子は20～34歳及び50～54歳階級でピークとなっている。

表9 厚生年金保険の適用状況の推移

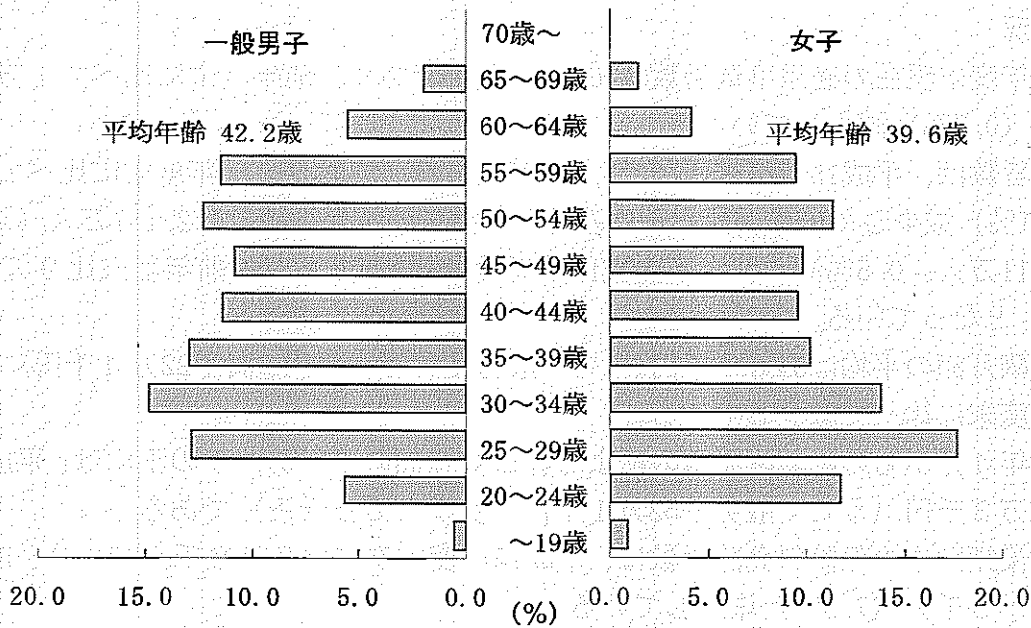
		(年度末現在)							
		事業所数 (万)	被保険者数(万人)			標準報酬月額の平均(円)			育児休業 保険料免 除者(人)
			総数	男子	女子	総数	一般男子	女子	
実 数	平成11年度	168	3,248	2,180	1,068	315,353	361,901	220,278	49,458
	12	167	3,219	2,158	1,061	318,688	365,917	222,587	56,625
	13	165	3,158	2,116	1,042	318,679	365,143	224,311	61,322
	14	163	3,214	2,148	1,066	314,489	359,249	224,292	66,938
	15	162	3,212	2,137	1,075	313,893	358,875	224,394	71,955
伸 び 率 %	平成11年度	△ 0.5	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.5	0.6	7.5
	12	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.7	1.1	1.1	1.0	14.5
	13	△ 1.4	△ 1.9	△ 2.0	△ 1.8	△ 0.0	△ 0.2	0.8	8.3
	14	△ 1.4	1.8	1.5	2.3	△ 1.3	△ 1.6	△ 0.0	9.2
	15	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.5	0.8	△ 0.2	△ 0.1	0.0	7.5

注1. 事業所数は船舶所有者を除く。

2. 「一般男子」とは、任意継続被保険者、坑内員及び船員を除いた男子のことである。

3. 標準報酬月額の平均の「女子」には任意継続被保険者を含まない。

図7 厚生年金保険被保険者の年齢構成



(2) 給付状況

- 厚生年金保険の受給者数は、平成15年度末は厚生年金保険全体で前年度末に比べ105万人(5.2%)増加し、2,137万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,007万人である。
- 受給者の平均年金月額をみると、平成15年度末現在では老齢年金で17万1千円となっている。

表10 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢	通算老齢	障害	遺族給付
平成11年度	1,723	814	552	31	326
12	1,807	852	584	32	340
13	1,901	895	620	33	353
14	2,032	957	668	34	373
15	2,137	1,007	709	34	387

表 11 厚生年金保険受給者平均年金月額推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢	基礎または		通算老齢	障 害	遺 族
		定額あり	基礎及び定額なし			
平成11年度	177,046	—	—	54,197	106,120	91,470
12	176,953	—	—	55,450	106,829	91,405
13	174,839	178,685	98,021	56,160	107,189	91,535
14	173,565	177,119	101,282	56,534	107,012	91,197
15	171,365	174,663	100,869	56,399	106,188	90,334

注 1. 遺族年金には、通算遺族年金は含まない。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含む。ただし平成 14 年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。

3. 60 歳以上 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が、平成 13 年度以降に 60 歳に達する男子（昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれ）より、60 歳から 61 歳に引き上げられた。こうしたこと等により、平成 13 年度以降の平均年金額は平成 12 年度以前のものとは単純に比較することはできない。（以下同じ。）

4. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給していない者）をいう。平成 13 年度のそれぞれには旧三共済を含まない。（以下同じ。）

- 新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は 11 万円であり、うち被保険者期間 20 年以上の男子についてみると、11 万 3 千円となっている。

表 12 厚生年金保険老齢年金受給権者の新規裁定の状況

(新規裁定)

	受給権者数（万人）			平均年金月額（円）		
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
平成11年度	53.7	44.5	9.2	181,169	196,878	105,084
12	62.1	47.7	14.5	174,793	195,872	105,285
13	67.1	48.5	18.7	134,197	144,964	106,223
14	70.9	52.1	18.9	114,792	117,722	106,704
15	75.9	57.7	20.2	110,357	111,778	106,426
(再)基礎または定額あり						
平成13年度	・	21.1	・	・	196,897	・
14	・	8.0	・	・	193,551	・
15	・	6.1	・	・	189,250	・
(再)基礎及び定額なし						
平成13年度	・	27.2	・	・	104,643	・
14	・	44.0	・	・	103,887	・
15	・	49.6	・	・	101,943	・

注 平均年金月額には、基礎年金額を含む。ただし平成 14 年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。



表 13 厚生年金保険老齢年金受給権者（被保険者期間 20 年以上）の  
新規裁定の状況

	受給権者数（万人）			平均年金月額（円）		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成11年度	49.5	43.4	6.1	188,914	199,074	116,654
12	57.4	46.6	10.8	182,009	197,808	113,728
13	62.1	47.5	14.6	138,342	146,025	113,422
14	66.4	51.1	15.2	117,287	118,510	113,183
15	71.4	54.7	16.6	112,549	112,608	112,357
(再)基礎または定額あり						
平成13年度	・	20.5	・	・	199,521	・
14	・	7.6	・	・	197,782	・
15	・	5.8	・	・	193,620	・
(再)基礎及び定額なし						
平成13年度	・	27.0	・	・	105,270	・
14	・	43.5	・	・	104,594	・
15	・	48.9	・	・	102,715	・

注 平均年金月額には、基礎年金額を含む。ただし平成 14 年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。

- 平成15年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は161万人となっており、前年度末に比べ4万9千人（3.1%）の増加となっている。

表 14 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成11年度	92.4	64.8	27.6	68.0	45.3	22.6
12	93.0	66.4	26.6	67.8	46.2	21.7
13	95.6	68.6	27.0	66.6	44.7	21.9
14	156.1	113.6	42.5	124.5	88.8	35.8
	(56.0)	(41.4)	(14.7)	(54.4)	(41.1)	(13.2)
	[13.7]	[10.1]	[3.7]	[13.4]	[10.0]	[3.4]
15	161.1	117.3	43.7	125.9	89.4	36.5
	(53.6)	(39.4)	(14.3)	(52.1)	(39.2)	(12.9)
	[24.6]	[18.0]	[6.6]	[24.0]	[17.9]	[6.0]

注 1. 在職者とは、厚生年金保険の被保険者である老齢年金受給権者及び受給者である。

2. ( ) 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済除く。）であり、[ ] 内の数値は、( ) 内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。

### (3) 収支状況

- 平成15年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が29兆4千億円、実質的な支出が29兆7千億円となっており、収支差引残は3千億円の不足となっている。
- 平成15年度末現在の厚生年金保険の積立金は137兆4千億円となっている。

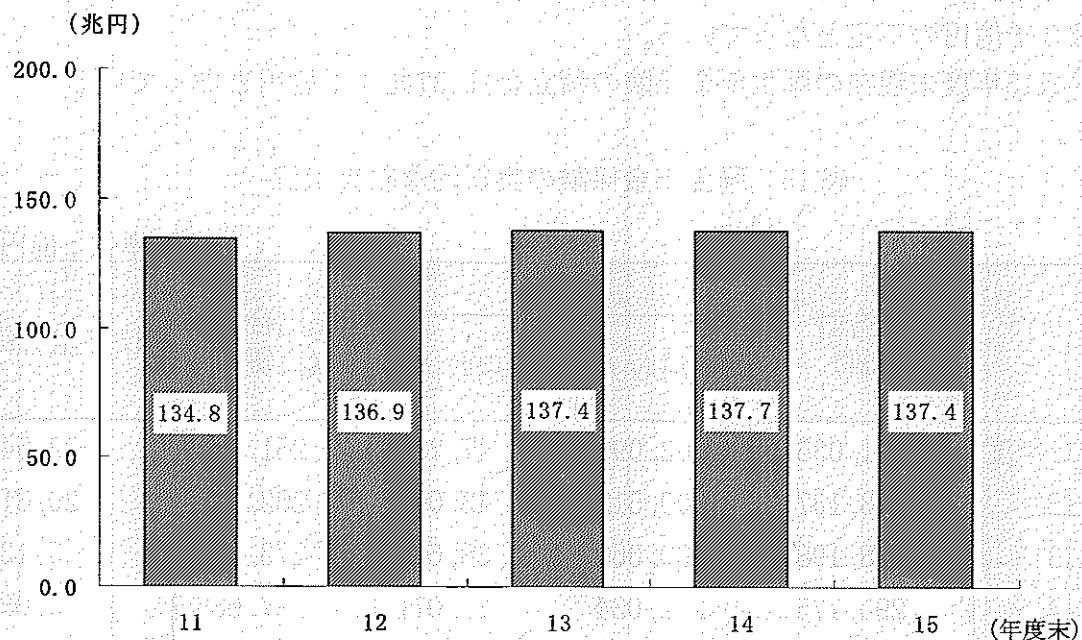
表 15 厚生年金保険の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成11年度	291,035	202,099	47,286	251,493	39,542
12	283,137	200,512	43,067	262,320	20,817
13	278,198	199,360	38,607	273,068	5,130
14	290,775	202,034	31,071	287,686	3,089
15	293,543	192,425	22,884	296,855	△3,312

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。

図8 厚生年金保険の積立金の推移（厚生保険特別会計年金勘定）



注1. 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

2. 平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託残高である。
3. 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた時価ベースの積立金額は、平成13年度末約134.6兆円、平成14年度末約132.1兆円、平成15年度末約135.9兆円である。（出所：「平成15年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」）
4. 平成15年度の年金資金運用基金への運用寄託金には、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第114条に基づき、厚生年金基金が代行返上により責任準備金の一部として物納した有価証券を厚生労働大臣が同基金に対し寄託したものとみなした額約399億円を含む。
5. 平均利回りは、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りであり、平成11年度3.62%、平成12年度3.22%である。また、平成13年度以降の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成13年度1.99%、平成14年度0.21%、平成15年度4.91%である。

（出所：「平成15年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」）

## V. 政府管掌健康保険

### (1) 適用状況

- 平成15年度末現在の適用事業所数は149万事業所であり、前年度末に比べて8千事業所（0.5%）減少している。
- 被保険者数は、平成15年度末現在で1,882万人となっており、前年度末に比べ4千人（0.0%）増加している。男女別にみると、男子の被保険者数は1,184万人（対前年度末比2万8千人、0.2%減）、女子の被保険者数は697万人（対前年度末比3万2千人、0.5%増）となっている。
- 標準報酬月額平均は28万4千円（男子32万5千円、女子21万5千円）であり、前年度末に比べ0.7%減である。
- 平成15年4月からの総報酬制導入による標準賞与額の1回あたりの平均は、平成15年度で31万7千円（うち一般男子35万5千円、女子25万6千円）である。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成15年度末現在で3万7千人であり、前年度末に比べ3千人（8.7%）増加している。

表 16 政府管掌健康保険の適用状況の推移

		(年度末現在)							
		事業所数 (万)	被保険者 (万人)			標準報酬月額の平均 (円)			育児休業 免除者 (人)
			総数	男子	女子	総数	男子	女子	
実数	平成11年度	155	1,953	1,230	723	290,719	336,080	213,485	23,446
	12	154	1,945	1,224	721	290,472	334,989	214,902	28,040
	13	152	1,912	1,203	710	289,250	332,502	215,960	31,180
	14	150	1,881	1,187	694	286,186	327,605	215,374	33,641
	15	149	1,882	1,184	697	284,274	325,133	214,902	36,573
伸び率%	平成11年度	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.0	0.4	7.3
	12	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.7	19.6
	13	△ 1.2	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.6	△ 0.4	△ 0.7	0.5	11.2
	14	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.2	△ 1.1	△ 1.5	△ 0.3	7.9
	15	△ 0.5	0.0	△ 0.2	0.5	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.2	8.7

(2) 給付状況

- 平成15年度の保険給付費は総額で3兆7,919億円となり、前年度に比べて6.6%の減少となっている。
- 保険給付費のうち、診療費（入院時食事療養費は含んでいない。）は2兆8,268億円で、前年度に比べ9.7%の減少となっている。  
 診療費について入院、入院外、歯科別に内訳をみると、入院9,502億円、入院外1兆4,587億円、歯科4,179億円となっている。対前年度伸び率は、入院△12.5%、入院外△6.7%、歯科△13.2%となっている。
- 薬剤支給は4,219億円で、対前年度伸び率は4.5%となっている。

表 17 政府管掌健康保険の保険給付費の推移

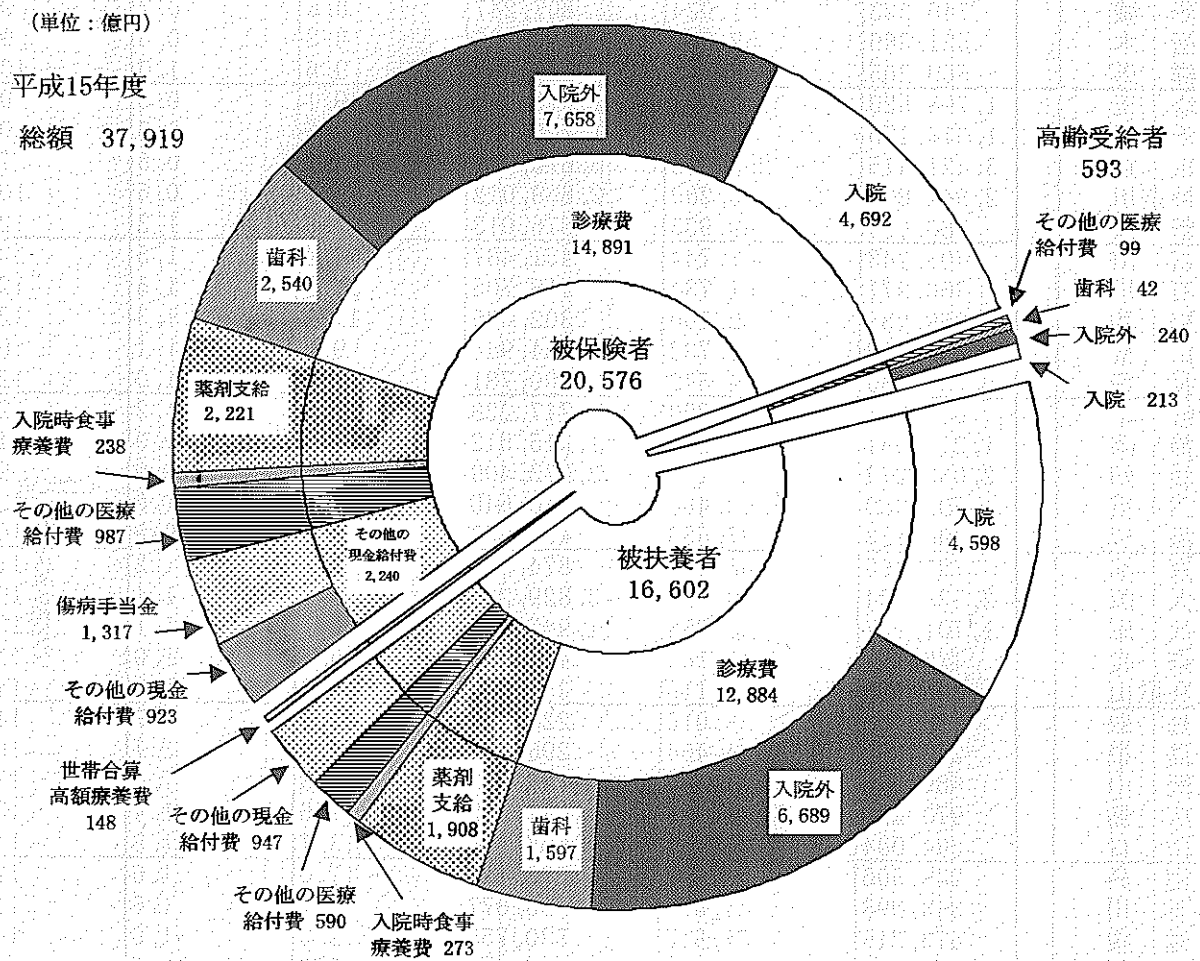
(単位：億円)

		保険給付費計							
		医療給付費	うち診療費					うち薬剤支給	うち入院時食事療養費
			計	入院	入院外	歯科			
実数	平成11年度	42,076	38,356	33,285	11,578	16,734	4,972	2,957	687
	12	41,999	38,367	32,976	11,588	16,483	4,905	3,316	646
	13	41,978	38,502	32,717	11,396	16,399	4,923	3,773	607
	14	40,577	37,246	31,308	10,857	15,639	4,813	4,037	564
	15	37,919	34,732	28,268	9,502	14,587	4,179	4,219	521
伸び率%	平成11年度	△ 1.7	△ 1.5	△ 2.7	△ 2.4	△ 2.9	△ 2.9	14.6	△ 5.5
	12	△ 0.2	0.0	△ 0.9	0.1	△ 1.5	△ 1.3	12.1	△ 6.0
	13	△ 0.1	0.4	△ 0.8	△ 1.7	△ 0.5	0.4	13.8	△ 6.1
	14	△ 3.3	△ 3.3	△ 4.3	△ 4.7	△ 4.6	△ 2.2	7.0	△ 7.0
	15	△ 6.6	△ 6.7	△ 9.7	△ 12.5	△ 6.7	△ 13.2	4.5	△ 7.7

注 「薬剤支給」欄には、院外処方に係る分を計上している。

○ 保険給付費の内訳を被保険者・被扶養者・高齢受給者別にみると、被保険者は2兆576億円、被扶養者は1兆6,602億円・高齢受給者は593億円となっている。対前年度伸び率は、被保険者△13.6%、被扶養者△0.1%となっている。

図9 政府管掌健康保険の保険給付の内訳





(参考資料1)

## 都道府県別にみた社会保険事業の給付の規模

(平成15年度)

都道府県名	金 額			県民(国民)所得比		
	年 金	医 療	合 計	年 金	医 療	合 計
	百万円	百万円	百万円	%	%	%
全 国	37,092,655	3,822,230	40,914,885	10.1	1.0	11.1
北海道	1,610,608	244,064	1,854,672	10.2	1.5	11.7
青森	350,211	51,690	401,901	10.1	1.5	11.6
岩手	394,809	51,709	446,518	11.4	1.5	12.8
宮城	604,278	76,812	681,091	9.8	1.3	11.1
秋田	348,714	45,842	394,556	12.3	1.6	13.9
山形	364,989	42,410	407,398	12.0	1.4	13.4
福島	585,857	70,503	656,360	10.0	1.2	11.2
茨城	746,223	61,024	807,247	8.5	0.7	9.1
栃木	521,366	52,870	574,236	8.3	0.8	9.1
群馬	569,205	58,133	627,338	9.6	1.0	10.6
埼玉	1,798,529	111,907	1,910,436	9.1	0.6	9.7
千葉	1,614,173	91,654	1,705,827	8.6	0.5	9.1
東京	3,421,415	255,522	3,676,937	6.7	0.5	7.2
神奈川	2,544,803	143,209	2,688,012	9.7	0.5	10.3
新潟	786,080	89,933	876,013	11.5	1.3	12.8
富山	403,743	47,744	451,487	12.4	1.5	13.8
石川	366,971	51,734	418,705	10.5	1.5	12.0
福井	269,934	32,100	302,035	11.2	1.3	12.5
山梨	230,212	24,732	254,944	9.8	1.1	10.9
長野	736,239	64,542	800,781	11.7	1.0	12.8
岐阜	645,967	71,260	717,228	10.9	1.2	12.1
静岡	1,213,581	102,231	1,315,812	10.2	0.9	11.0
愛知	2,053,273	220,136	2,273,409	8.3	0.9	9.2
三重	593,080	53,460	646,540	11.2	1.0	12.2
滋賀	396,123	37,530	433,653	9.3	0.9	10.2
京都	785,465	88,625	874,090	10.7	1.2	11.9
大阪	2,528,704	300,518	2,829,223	9.3	1.1	10.4
兵庫	1,791,127	156,858	1,947,985	12.1	1.1	13.2
奈良	417,979	40,180	458,159	10.7	1.0	11.8
和歌山	325,919	33,116	359,036	12.8	1.3	14.0
鳥取	194,401	26,016	220,417	12.6	1.7	14.2
島根	263,880	31,454	295,334	14.0	1.7	15.7
岡山	669,293	84,580	753,873	12.3	1.6	13.8
広島	973,231	114,031	1,087,262	11.6	1.4	13.0
山口	584,084	53,711	637,795	13.7	1.3	14.9
徳島	239,506	33,916	273,422	11.0	1.6	12.5
香川	348,998	44,579	393,577	12.4	1.6	14.0
愛媛	473,210	57,545	530,755	12.9	1.6	14.4
高知	248,591	31,751	280,342	13.2	1.7	14.9
福岡	1,466,639	207,580	1,674,220	11.5	1.6	13.2
佐賀	249,745	34,750	284,495	11.6	1.6	13.2
長崎	442,371	56,166	498,537	12.5	1.6	14.1
熊本	507,507	68,995	576,502	10.8	1.5	12.3
大分	353,930	50,785	404,715	11.0	1.6	12.6
宮崎	318,431	43,860	362,290	11.2	1.5	12.7
鹿児島	501,066	66,141	567,207	12.3	1.6	13.9
沖縄	225,155	44,322	269,477	8.2	1.6	9.9
その他	13,037	.	13,037	.	.	.

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金(福祉年金を含む)受給者の年金総額(平成15年度末現在)である。

新法船員保険の職務上を除く。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費(平成15年度)であり、そのうち診療費及び薬剤支給については医療機関の所在地ベース、それ以外は社会保険事務所の所在地ベースである。

3. 県民(国民)所得比は、全国は平成15年度の国民所得に対する比であり、各都道府県は平成13年度の県民所得に対する比である。

(参考資料2)

## 国民年金 都道府県別免除率及び納付率

(年度末現在)

都道府県名	免 除 率		納 付 率	
	平成15年度	平成14年度	平成15年度	平成14年度
	%	%	%	%
全 国	14.0	12.7	63.4	62.8
北海道	21.2	19.6	65.1	62.6
青森	21.1	16.8	60.8	57.9
岩手	17.8	15.2	69.5	69.4
宮城	13.6	12.2	64.9	63.3
秋田	21.3	18.3	73.7	72.8
山形	14.3	13.6	73.2	74.6
福島	15.7	13.9	63.3	62.5
茨城	11.2	10.0	61.5	61.6
栃木	11.6	10.5	61.2	61.1
群馬	11.4	9.6	67.2	66.7
埼玉	8.3	8.1	62.1	61.4
千葉	8.1	7.9	61.8	62.2
東京都	8.4	8.2	58.2	57.3
神奈川県	8.1	7.7	62.9	62.5
新潟	15.5	13.8	75.7	75.7
富山	11.1	10.1	72.7	73.4
石川	10.6	9.1	71.5	71.4
福井	11.6	10.3	73.3	74.4
山梨	9.8	9.1	65.0	65.4
長野	13.3	11.7	73.8	73.9
岐阜	11.3	10.0	72.9	72.9
静岡県	10.6	9.2	69.3	68.7
愛知県	10.2	10.0	65.9	65.9
三重	11.2	10.4	70.5	70.5
滋賀	13.8	12.4	70.0	69.8
京都	17.4	17.1	62.2	61.8
大阪	17.1	15.8	54.1	53.3
兵庫県	16.4	15.3	61.0	60.0
奈良	14.1	13.1	64.1	63.3
和歌山	18.8	16.4	67.2	66.1
鳥取	17.8	15.2	70.1	70.3
島根	16.6	14.6	76.1	76.4
岡山	17.9	15.7	66.3	65.8
広島	14.3	12.9	66.3	65.6
山口	17.2	16.0	67.7	68.0
徳島	18.4	15.8	66.4	65.8
香川	16.2	15.2	72.6	72.0
愛媛	22.0	20.3	72.6	72.6
高知	25.5	21.5	67.9	66.0
福岡	20.1	18.2	60.6	59.4
佐賀	17.7	14.8	66.2	66.4
長崎	20.1	17.9	60.8	60.1
熊本	18.6	17.1	66.1	65.2
大分	19.9	17.5	63.5	64.1
宮崎	19.6	16.9	59.9	59.6
鹿児島	24.7	21.3	62.6	61.1
沖縄	37.1	28.9	43.2	38.7

(参考資料3)

老齢年金都道府県別受給者数及び平均年金月額

(平成15年度末)

都道府県名	国民年金		厚生年金保険	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	18,889,706	52,314	10,074,270	171,365
北海道	845,774	52,679	401,080	165,035
青森	269,377	46,917	77,625	149,231
岩手	273,774	49,858	95,575	151,552
宮城	365,879	49,371	156,402	165,274
秋田	252,333	48,923	84,420	148,122
山形	255,193	50,049	95,895	146,563
福島	378,961	49,664	156,395	152,504
茨城	452,971	48,890	194,782	169,927
栃木	316,247	49,705	138,111	163,843
群馬	329,539	51,274	152,796	162,511
埼玉	850,744	51,007	498,917	183,389
千葉	779,189	51,396	432,896	188,700
東京	1,589,163	53,104	874,649	188,712
神奈川	1,025,976	53,305	690,158	196,677
新潟	452,635	51,547	222,483	155,589
富山	193,641	54,875	120,266	161,517
石川	179,520	54,451	105,109	159,091
福井	138,475	54,020	84,343	151,981
山梨	157,620	49,027	55,830	158,165
長野	398,531	53,939	214,682	155,413
岐阜	339,706	53,899	180,962	163,805
静岡	587,466	53,376	356,862	166,158
愛知	914,550	53,448	594,288	177,456
三重	303,194	54,571	168,999	165,106
滋賀	190,642	53,334	112,589	171,677
京都	374,296	52,853	214,793	173,819
大阪	1,111,662	51,951	716,246	177,889
兵庫	784,661	53,319	490,265	182,867
奈良	211,149	51,108	107,613	186,709
和歌山	193,991	49,506	83,703	164,356
鳥取	108,265	54,362	56,950	146,105
島根	153,111	54,346	74,478	147,180
岡山	319,853	56,334	203,605	157,927
広島	419,668	55,869	286,070	166,813
山口	266,716	55,561	163,191	167,984
徳島	146,796	50,859	68,565	144,536
香川	171,730	56,648	102,384	156,965
愛媛	265,161	52,442	129,957	155,267
高知	152,393	51,734	67,693	147,136
福岡	679,329	52,587	409,062	168,011
佐賀	149,566	53,337	65,299	150,128
長崎	258,624	50,438	108,572	163,867
熊本	335,919	51,418	125,541	149,265
大分	219,484	50,800	93,678	152,993
宮崎	203,973	53,768	80,009	144,444
鹿児島	337,434	52,053	114,339	148,858
沖縄	178,373	51,787	42,374	149,514
その他	6,452	31,390	3,769	176,543

注1. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には被用者年金を上乗せしている者を含む。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金額を含んでいる。

(参考資料4)

## 国民年金 老齢年金都道府県別繰上げ受給率

都道府県名	年 度 末 現 在		新 規 裁 定	
	平成15年度	平成14年度	平成15年度	平成14年度
全 国	% 51.2	% 52.3	% 31.5	% 27.1
北海道	29.6	30.6	14.0	11.3
青森	70.4	71.6	44.2	37.9
岩手	61.8	63.1	31.7	28.3
宮城	66.8	67.8	43.3	39.1
秋田	67.8	69.1	39.9	35.2
山形	72.6	73.5	46.6	42.7
福島	68.8	69.6	46.6	40.1
茨城	72.7	73.8	49.2	45.4
栃木	71.3	72.2	51.0	45.5
群馬	64.1	65.1	42.5	38.5
埼玉	61.0	62.2	44.4	39.4
千葉	57.3	58.5	38.9	33.7
東京都	36.0	36.4	31.5	25.9
神奈川県	42.3	43.2	30.7	27.1
新潟	66.3	67.5	36.7	32.3
富山	57.0	58.4	26.2	20.7
石川	49.2	50.1	27.2	20.9
福井	63.7	64.8	33.9	27.5
山梨	72.1	72.9	50.7	48.0
長野	54.8	55.7	30.2	25.3
岐阜	54.8	55.7	37.0	32.9
静岡県	59.9	60.9	39.6	33.8
愛知県	49.9	51.0	34.1	29.6
三重	46.3	47.3	27.8	22.9
滋賀	58.9	59.9	38.0	33.3
京都	39.0	39.7	28.2	23.4
大阪	41.6	42.7	27.7	24.5
兵庫県	42.0	43.0	27.6	22.6
奈良	53.6	54.8	34.7	29.1
和歌山	60.4	61.6	38.7	32.2
鳥取	50.7	51.6	22.1	18.9
島根	49.1	50.0	21.2	17.6
岡山	35.9	36.8	17.2	11.6
広島	27.5	28.0	14.4	11.3
山口	28.9	29.6	12.5	11.0
徳島	60.4	61.7	29.1	23.8
香川	31.0	31.8	13.6	9.3
愛媛	51.2	52.6	24.5	20.8
高知	44.9	46.0	18.8	16.5
福岡	38.6	39.7	18.8	16.5
佐賀	55.4	56.5	29.9	26.2
長崎	55.0	56.2	26.7	25.6
熊本	58.5	59.8	28.1	25.8
大分	55.9	57.2	24.6	20.9
宮崎	38.5	39.6	14.4	12.2
鹿児島	55.5	57.0	16.3	14.1
沖縄	40.4	41.2	16.9	17.0